

4 遺言・遺言執行者

弁護士 北村 幸裕

Q4-1 遺言

私には妻と3人の子供がいます。私は複数の不動産を保有しているのですが、自分が死亡した後に、これらの不動産を巡って妻や子どもたちが争うのを避けたいと思います。そこで、各不動産を誰が相続するか、今のうちから決めておきたいのですが、良い方法はないでしょうか？

A4-1

遺言を作成しましょう。遺言によって、あなたの不動産を誰に帰属させるか、生前に決めておくことができます。

解説

遺言とは、自分の死後に一定の効果が発生することを意図した個人の最終意思が、一定の方式のもとで表示されたものをいう。

相続人が複数存在する場合、遺産を構成している個別財産を各相続人に確定的に帰属させるためには、相続人間で遺産分割協議等を行う必要があるのが原則である。

しかし、当該遺産分割協議は争いになることがあり、任意の協議では解決できず、家庭裁判所での調停や審判等の手続きを経ることによって、解決まで長期化することも少なくない。

遺言があれば、当該手続きを経ることなく、遺産となるべき財産のうち全部又は一部の財産を各相続人又は法定相続人ではない者に帰属させることができる。

遺言は遺言者の意思を実現する方法であるが、その成立要件として、一定の方式が要求されている(要式行為)。遺言には、遺言者自身が自筆にて作成する自筆証書遺言や、遺言者が遺言の内容を公証人に伝え、公証人が筆記して公正証書として作成する公正証書遺言等の方法があるが、いずれも方式が民法によって厳格に定められており、定められた方式を遵守していない場合、遺言としての効力を有さない。近時エンディングノート等の名称で、相続人らへの思いを残す方式が勧められているが、法律で定められた方式を満たしていない場合には、単なる意思を表明したに過ぎず、

法的効力を有さないもので、注意が必要である。

Q4-2 負担付遺贈

私には子どもが2人おり、これまで私たちは代々続いてきた老舗の飲食店を経営してきました。この店舗の不動産は私の所有になっています。

私は、私の死亡後、長男が私の後を継いで、引き継ぎこの場所でお店を続けてほしいのですが、長男はあまり積極的ではありません。なお、次男はお店を継ぐことには積極的です。

私は、仮に長男がお店を継がない場合には、長男の子どもではなく、次男にお店を継いでほしいと思っています。

私は、上記の思いを実現するために「当該不動産を長男に相続させる。」という遺言を作成したのですが、この内容で問題ないでしょうか。

A4-2

あなたの思いを実現するためには、この遺言では不十分です。この内容だと、長男が店を継がなくとも、当該不動産を相続することになりますので、次男が継ぎたいと思っても、継げるとは限りません。

『長男がお店を継続する場合には当該不動産を譲る』という内容の遺言を作成すべきでした。具体的にいかなる遺言内容にすればいいかは、専門家に相談することをお勧めします。

解説

遺言によってある相続人に不動産を帰属させる方法としては、遺産分割方法の指定と遺贈がある。

遺言において特定の不動産を特定の相続人に「相続させる。」という表現がなされた場合、判例上、遺産分割方法の指定として解されている(最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁)。この場合、他の相続人もその指定に拘束されるとしつつも、被相続人死亡時点において当然に相続人に承継されるとされている。

一方、特定の不動産を特定の相続人に「譲る。」という表現がなされた場合は、遺贈と解釈される。遺贈とは、被相続人が遺言によって他人(受遺者)に自己の財産を与える処分行為のことをいう。

遺言自体に条件をつけることもできるし(民法985条2項参照)、遺贈に関してのみ一定の条件を付することもできる(負担付き遺贈、民法1027条参照)。

上記設例だと、例えば、「遺言者の死亡後も店舗経営を継続する」という条件を満たした場合に、特定の不動産を遺贈するという内容の遺言を作成すれば、遺

言者の思いを実現することが可能である。

なお、いかなる条件であっても付することができるわけではない。例えば、解除条件付きの個別財産の所有権移転に関するものである場合（一定の条件を満たした場合には、所有権の移転の効力がなくなるという条件）は、期限付き所有権の設定という理由から、公序良俗違反と評価される可能性がある。

Q4-3 遺言の撤回

先日、父が死亡しました。父の相続人は、私と弟の2人だけです。父の死亡後に自宅金庫から見つかった遺言によると、遺産の大半を私が相続する内容になっていました。ところが、その後、父のメインバンクの貸金庫から、当初見つかった遺言よりも新しい遺言が発見され、それには、遺産の大半を弟が相続する内容になっていました。私たちはどちらの遺言に従えばいいのでしょうか？

A4-3

いずれの遺言も法的に有効であるとすると、新しく作成された遺言（本件では、メインバンクの貸金庫から発見された遺言）に従う必要があります。

解説

遺言者の生存中、遺言によって行われた意思表示を撤回するのは自由である（民法1022条）。ただし、遺言の撤回は、遺言の方式に従って行う必要がある（民法1022条）。そのため、内容証明による通知といった方法では遺言を撤回することはできない。

また、民法上、遺言者による撤回とは別に、一定の場合には遺言が撤回されたものと評価できる場合が定められており、その一つが抵触遺言である（民法1023条1項）。

先に作成された遺言と後に作成された遺言の内容が抵触する場合には、抵触する部分については、遺言が撤回されたものとして取り扱われることになる。なお、抵触していない部分は、撤回がなされていないと解されるため、前の遺言においてなされた意思表示が有効である。

その他、遺言でAに譲るとした不動産を、死亡前にBに譲渡した場合のように、遺言の内容と生前処分とが抵触する場合や（民法1023条2項）、遺言者が故意に遺言書を破棄した場合（民法1024条）も遺言が撤回されたものとみなされる。

Q4-4 遺言執行者

先日亡くなった父の遺言には、遺言執行者としてA弁護士が指定されていました。父の相続人は、母と私、妹の3名ですが、3名ともこのA弁護士とは面識がありません。遺言執行者とはどういうことをする人なのですか。また、面識がないことを理由として解任することはできますか。

A4-4

遺言の内容には、遺言の効力が発生すると同時にその内容が実現されるものと、実現するために執行行為が必要なものとがありますが、遺言執行者は、後者について、遺言者に代わって、遺言を実現するために必要な事務処理を執行する者です。遺言執行者の解任は、正当な理由が必要であることから、面識がないと理由だけで解任することはできません。

解説

遺言の効力が発生すると同時にその内容が実現されるものとしては、未成年後見人の指定（民法839条）、遺産分割方法の指定（民法908条）等がある。

一方、執行行為が必要なものは、遺言による相続人の廃除（民法893条）、遺贈等である。

たとえば、遺言に不動産の帰属に関する内容が含まれていた場合、遺産分割方法の指定であれば、単独での所有権移転登記が可能であることから、遺言執行者の執行行為は不要である。しかし、遺贈であれば、その所有権移転登記は、遺言執行者と受遺者とが共同で行う必要があることから、遺言執行者による執行行為が必要となる。

遺言執行者は、対外的には相続人の代理人と見なされており（民法1015条）、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の権利義務を有している（民法1012条）。この裏返しとして、相続人には当該財産の管理権限がない（民法1013条）。そのため、相続人は、遺言執行者の執行行為が必要な財産を、利用・処分することはできず、これに反する行為は絶対的に無効とされている（大判昭和5年6月16日民集9巻550頁、最判昭和62年4月23日民集41巻3号474頁）。

また、遺言執行者は、対内的には委任に準じたものとされているが、委任と異なる点として、報酬の定めがなくとも家庭裁判所によって報酬の付与がなされること（民法1018条1項）、解任・辞任には正当理由が必要であり、その判断は家庭裁判所によってなされること（民法1019条）が挙げられる。